

第3回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成29年8月28日(月)午後2時00分より
於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

第3回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成29年8月28日(月) 14時00分
2. 閉会時間 平成29年8月28日(月) 14時29分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 18名
5. 欠席委員者の数 1名
6. 出席推進委員の数 3名
7. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による一時転用許可申請について
 - 第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第5号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について
8. 報告事項
 - 報告第1号 合意解約通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について

午後2時00分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第3回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番・・・・・・委員、・・・番・・・・・・委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲渡人は、・・・・の・・・・さん、譲受人は、子の・・・・さんです。

田4筆3,032平方メートルと畑1筆1,325平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は10,379.92平方メートルで、農機具は、トラクター1台、田植機1台、管理機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番について、・・・・委員。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で55年の農作業歴があります。

妻と子供夫婦の5人で農業を営んでおり、水稻、花を作付し、通作距離は車で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番は許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について説明します。

1番の使用貸人は、・・・の・・・さん、使用借人は・・・の・・・さんで、申請地390.31平方メートルを借り受け、木造平屋建て住宅を建設したいとの申請です。

申請地は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域に該当していることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側及び南側は雑種地、西側は農地となっております。

雨水は溜枿を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について説明します。

2番の譲渡人は・・・・・・の・・・・・・さん、譲受人は・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地58平方メートルを譲り受け、隣接地・・・・・・番・宅地と一体に従業員の駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域に該当していることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・・・・の一角にあり、北側、東側及び南側は宅地、西側は道路となっております。

雨水は自然流下するという事で、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、ご意

見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について説明します。

3番の譲渡人は・・・・・・の・・・・・・さん、譲受人は・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地413平方メートルを譲り受け、木造二階建て住宅を 建築用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・・・・の一角にあり、北側及び西側は宅地、東側は道路、南側は宅地及農地びとなっております。

雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等ありませんので、第2号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請4番について説明します。

4番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さん、・・・さん、申請地1, 276平方メートルを譲り受け、木造平屋建て共同住宅 2棟を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は・・・の一角にあり、北側、東側及び西側は道路、南側は雑種地となっております。雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請4番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請5番について説明します。

5番の賃貸人は.....の.....さん、借入人は.....の.....
.....さんで、申請地451平方メートルを借り受け、従業員の駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で住宅等が連たんしていることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の申請地は.....の一角にあり、北側及び東側は申請者の宅地、西側は宅地、南側は農地とな

っております。

雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請5番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による一時転用許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による一時転用許可申請の1番について説明します。

1番の使用貸人は・・・の・・・さん、使用借人は・・・の・・・
・・・さんで、申請地330平方メートル借り受け、工事従事者の駐車場として
利用したいとの一時転用申請です。

一時転用期間は許可の日から平成30年1月31日までで、一時転用の許可可能期間3年以内の期間となっております。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長)

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による一時転用許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び西側は農地、東側は申請者の農地、南側は道路となっております。

雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありました、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による一時転用許可申請の1番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による一時転用許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集4ページから9ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 16件 45筆 47,746.95㎡

耕作権の再設定 10件 23筆 17,245.72㎡

合計 26件 68筆 64,992.67㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集10ページに記載のとおりで、5件 6筆 7,374.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

次に、第5号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明いたします。

この議案は、今日の総会で先程承認をいただきました長崎県農業振興公社に貸借する分の11筆9,588平方メートル分について、島原市より「農用地利用配分計画(案)」の意見聴取の依頼がありました。

議案集の11ページをご覧ください。

1番から6番の農地の受け手は・・・の・・・さんで、貸借後の耕作面積は、42,245平方メートル、農機具はトラクター2台、トラック3台、マルチャー1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は2名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

次に7番から10番の農地の受け手は、・・・の・・・さんで、貸借後の耕作面積は23,603平方メートル、農機具はトラクター1台、トラック2台、人参収穫機1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は3名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

次に11番の農地の受け手は、・・・の・・・さんで、貸借後の耕作面積は20,041平方メートル、農機具はトラクター3台、トラック3台、人参収穫機1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は4名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第5号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、合意解約通知書について報告します。

議案集12ページに記載のとおりで、2件 2筆 2,622.00平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は13ページに記載のとおりで、3件 5筆 6,948.00平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、以上で第3回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第3回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時29分